

令和3年度 徳島県男女共同参画総合支援センター運営委員会議事録

- 1 日 時 令和3年6月21日(月)10:00～12:00
- 2 場 所 ときわプラザ 学習室
- 3 出席者
委 員 阿部頼孝, 大石正人, 大寺禮子, 酒井睦美, 佐藤かおる, 中 央子,
中野由梨, 山田 憲
事務局 男女共同参画総合支援センター所長, 男女参画・人権課長ほか

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議事
 - 1) 事業実施状況について
令和2年度事業実績, 令和3年度事業計画
 - 2) その他

【事務局から資料等の説明】

【質疑概要】

委員長 今, 令和2年度の実績と3年度の事業計画の説明がありましたが, ご質問, ご意見がございましたらよろしくお願ひします。

委員 2ページのときわプラザ相談室のところで, 男性の相談が結構あったが, 内容を教えてほしい。

事務局 男性相談は, 夫婦関係をご心配される方が多い。面接相談は, 月1回2枠でカウンセリングの相談を受けており, 1度の相談でなく, 継続して相談する人も多い。

委員 電話相談が増えているようだ。昨年度, 今年度の講座で, 家庭での生活時間が長くなったことについて, その対策は。

事務局 昨年からコロナで直接的なことではないですが, 不安が増大している方が多いように思われます。電話相談は継続的にかけてくる方が多く, 4月当初は電話を置いてすぐ鳴るという状況です。電話相談は, 今年度から「青少年心の相談」とあわせて, 1回線から2回線, 相談時間も1時間長くなっています。今年度の講座で, カウンセリング講座, ジェンダーカフェなど実施しています。また, おうち時間が増えて, 外に出て行けないことも心配して, 図書室にきた方に声をかけて, 子どもさんをみてあげて安心して帰ってもらうということもしています。

委員 1階から2階に上がって、利用者の声はどんな声があるか。また、女性の自殺者が多くなっているが、こちらに深刻な相談はないか。

事務局 1階にあった頃は、特に図書室の利用者は窓が広くて中が見えて、入ってきやすかったというところがあります。今は、図書室を探してきているということで、周知が必要と思っています。施設自体は、明るく広くなったことで好評をいただいています。

女性の自殺者が多くなったということで心配していますが、電話相談ではそこまで深刻な話は入っておりません。電話相談をされる方は、コロナの影響を受けて不安の声は大きくなるし、来所者は感染が拡大するといなくなるというのは感じています。

委員 感染防止対策を含めて苦労したのでは。相談が増えているのはコロナの背景があるのかなど。有効求人倍率は1倍以上を維持しているが、1年以上経過し漠然とした不安、今は大丈夫だけどこの先どうなるのかと労働者も、使用者も感じているのでは。労働相談があれば、総合労働相談を活用してくれるよう紹介いただければと思うし、今回育児介護休業法の改正により男性の育児休業をより取りやすくし、男女参画にもつながるので、協力しながらできることがあればと考えている。

事務局 センターはすだちくんハローワーク分室の設置、創業相談も追加して充実させています。就労の相談があればぜひ御協力いただければありがたい。育児介護休業法の改正、当センターもチェックしております。男性の家事育児、コロナ禍でテレワークなどが増えて、男性が家事育児に関わって生活感が変わったということも報道等で聞いています。考え方が変わるきっかけになる時期かなと思うので、パパカフェを実施して、悩みを打ち明けたり、一緒に遊んだりという、4回の講座を検討しています。

委員 コロナ禍でありながら、計画が達成できたのは、センターの努力と思っている。講座の中身は、多様化している。大事だと思うのは現状における地域ニーズがどこまで運営などに反映されるのかが大きい。男女の人権のことは大きく絡んでくるが、知らない人がたくさんいるので、社会背景に伴う地域への伝達も講座の中で取り入れていったらどうかと思う。参加者のニーズを拾うのも大事。次の計画にいかせるのかなと思うので提案する。外国人の居住者は、センターを利用されているのか。徳島での生活がしにくいという声もある。言語の問題もある。外国人も、男女の権利としての提案ができればうれしい。

事務局 制度の改正で男女共同参画の視点で伝えるべきところは講座の中で伝えてきているところではありますが、不十分かとも思いますので、周知方法を考えていきたい。ニーズは、令和2年度実績で、アンケートの回答で、希望状況を取っています。選択項目で、受けた講座の影響もあるかと思うが、法律、防災、家族や人間関係の希望が多かった。外国人の方の利用は、把握できていません。利用してほしいが、アプローチが足りないと感じています。ご相談しながらできることがあればやっていきたいと考えております。

委員長 その他、せっかくの機会ですので、何かお話をいただきたい。

委員 活動の内容がよくわかった。保育の60人は、一時保育か。

事務局 こども室は、当センターの事業の時に1歳から就学前のお子様を託児しています。前年度と比べると、講座数が少なく対象人数も絞っているし、子どもを連れて出てきにくかったということもあって人数も落ち込んでいる状況です。

委員 フューチャーアカデミーは、女性が社会に参加するのを目指しているセミナーで、他の都道府県にもないのではないかと。素晴らしい講座なのでぜひ受けてほしいと思ってるし、県民として女性としても誇らしい。続けて開催することを望んでいる。

委員長 この際、どなたでも、問題提起をしておきたいなどでも。

委員 労働相談、クレメントでワンストップセンターとしている。それぞれにっていて、横のつながりがない。横のつながりを県としても考えてほしいと常々思っている。横連携があればもっといいものになるのではと思っているので、できる範囲でよろしく願いしたい。育児介護休業法の改正は、労働局から出されているパンフレットを置いていただければと思う。

事務局 横の連携、外国人の相談は年1回ほど連絡協議会があります。それぞれの状況をお話する会議があるものもあります。連携を深める対策を考えていけたらと思います。労働局からはパンフレットを送ってもらっていますが、今回の改正の分はまだであれば、ぜひ送ってもらって置かせていただければと思っています。

委員 1点は、今年度から託児室の委託先が変わった。パンフレットにもリユースくるくるなどあるが、委託先が変わったことで変わった点は。リユースくるくるもここですか。

事務局 ファミサポでもしていたので、ここでも4月からリユースに取り組んでいます。ご家庭で使わなくなった物を持ってきてもらって、必要な方にお持ち帰りいただいて、ファミサポ利用支援子育て基金に、持って帰ってもらった方に寄付してもらったりしています。

委員 講座の中に、チーム育児のキーワードがあって、周りの手を借りながら、社会全体で子育てしようという流れがあるが、周囲のママ友の話を聞くが、夫婦でしようと話していても、1つ上の世代、もう1つ上の世代に地方に行けば行くほど助けてもらったり行き来も多い中で、一昔前は専業主婦が当たり前で働くことが珍しい時代で、それぞれの世代に考え方、知見があると思う。今の世代はこういう世代でみんなで力を合わせてやってくんだということを、1つ、ふたつ上の世代の方々にも少しでも知っていただいたり理解してもらって、温かい目で見えていただけるように、雰囲気作りを講座等を通して支援して

もらえたら。

事務局 チーム育児の講座を実施しているが、すでにご夫婦で助け合いながらしている、できる人ができることをしたり、やっている風を装うというところから始まって、工夫して協力している方が多かった。世代間で考え方は変わっていて、家事の講座も考えているが、打ち合わせをする中でも年齢が高くなるほど、考え方が違うと感じているので、どうかたちで啓発したらいいのか手探りであるが、できる方法を考えていきたい。

委員 世代間の意識の違いはすごくあると思うし、そこをお互いに分かっていく。その仕組みはどういうふうな形にしていくのかはかなり難しい。正解もない。意見を聞きながら、みんなで考える講座を作っていくのがいいのかな。自由闊達な意見でコーディネートも必要かもしれないが、試みをしてみるのがいいのかな。

また、自殺については悲しいし、社会問題として真摯に向き合っていないといけないと思うので、自殺も考えるのも段階があると思うので、初手のところで次のステップに行かない手立てというのを何らかの形でアプローチできることがあったらいい。

委員 子どもの事件と女性の事件はもったいない。若い人や子どもの数が減っている。すごく深刻に思っている。

委員長 現代の価値観からすると。時代によって求められる嫁、舅の関係も変わっていて、回答はなかなかない。

委員 育児休業の改正のことで、本日簡単な資料を持ってきている。施行日もまだわからないが、出産直後の育休が大きく報道されている。何名かの委員から話があったが、世代間の違いがあり、若い世代の方が育児休業を申し出たときに「男なのにとるの」とか、トラブルになりがちな世代間の違い、昔のように、5回も6回もあるのではない。若い世代にアンケートを採ると男性でもぜひ取ってみたいとの声が多い。取りたい方が取れる環境を作っていこうということなので、夫婦間でうまく家庭の個人のニーズに沿った形で制度が運用できればいいかなと思う。省令、指針などで細かいところが決まれば、こちらにも持ってくるので御協力をいただければと思う。

委員 女性協議会で女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を県議会、市町村議会に行っている。今現在、14は採択されて国に意見書が提出されている。全国でも珍しい状況である。その中で思うことは、日本の法律が憲法にしたら100年位ほとんど変わっていない。民法は戦後70何年前に変わった。均等法、基本法、育児介護休業法は女性差別撤廃条約を作るにあたって、できた法律だと思う。しかし、民法はほとんど変わっていない。世代間で意識が違う。議会にお願いに行くと若い人はそんなの普通と言うし、ある程度年齢の高い人はそれでは家庭崩壊すると言うし、いろいろだけど、意識が変わっている状況には法律も伴わないといけないと思う。

事務局 とくしまフューチャーアカデミーは、平成30年度から女性の政策や意思決定過程への参画を促すとのことで開講し、年間6回程度のカリキュラムを希望する女性の皆さんに受けていただいて、こういう委員会に出たり政治に興味を持っていただくことをめざして実施しています。今年度も予定しているのでよろしくお願いいたします。

委員長 このあたりで終了して、事務局に返す。

事務局 本日は大変お忙しい中ご出席くださりありがとうございました。また、委員の皆様方には様々な視点からいろんなご意見をいただきまして、制度を変えていけるような、センターがどこまで行き着けるかわからないですが、微力ながらがんばっていきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

委員長 これで運営委員会を終了いたします。議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。